

# 「認知行動療法師」の資格認定制度について

一般社団法人 日本認知・行動療法学会

## 資格創設の趣旨

認知行動療法は、うつ病や不安症などの医学・心理学的問題への支援法として開発され、その効果が様々な臨床研究によって確認され続けています。今後ますます認知行動療法への国民の期待が高まる中、本学会では認知行動療法の実践家に必要とされる基本的知識と技術を定め、それらを習得した者を認定する制度を整備するとともに、我が国の認知行動療法の質保証ならびにさらなる普及・発展に寄与していくために本資格を設立します。

## 申請できる専門職

メンタルヘルス支援の専門資格については、国家資格かそれに準ずる資格として公的に認められた資格を対象としています。具体例として、医師、公認心理師、看護師、作業療法士、理学療法士、産業カウンセラー、社会福祉士、精神保健福祉士、行動療法士、臨床心理士などが挙げられます（注：国際的に認知行動療法を実施できるとされる資格などもあることから、申請内容などを確認した上で資格認定委員会にて協議を行い、受験資格を認定することがあります）。

## 審査について

上記専門職において、本学会が定める認知行動療法トレーニングガイドラインの基本項目に記載されたすべての領域を履修していることが証明された者に対して、申請書類、ケースレポート、面接によって審査を行います。

## 資格の登録と更新について

資格認定委員会による審査を経て合格が決定した者に対して合格認定を交付します。合格者は資格登録料を支払い認知行動療法師として登録されます。

資格は5年毎に更新します。更新には定められた更新に必要な条件を満たす必要があります。

## 学会認定認知行動療法スーパーバイザーについて

認知行動療法師の育成をはじめ、認知行動療法師の指導を担う資格として、認知行動療法スーパーバイザー（以下、スーパーバイザー）を学会認定します。スーパーバイザーは認知行動療法師をもち、かつスーパーバイザーの指導にあたる必要な識見を備えていることが求められます。

認定スーパーバイザーも認知行動療法師と同じく、5年毎の更新制となっており、更新には定められた更新に必要な条件を満たす必要があります。